

### 所得税・市(都)民税の申告



青梅税務署では、令和4年分の所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書を受け付けるため、確定申告会場を開設します。

#### 所得税の確定申告が必要な方

##### ▽給与所得者の場合

- 令和4年中の給与収入金額が2千万円を超える方
  - 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
  - 給与の支払いを2か所以上から受けている方
  - 年末調整をされなかった方
- ▽事業所得、不動産所得者などの場合
- 1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方
- ▽その他 確定申告により所得税が還付となる場合
- マイホームをローンなどで取得した場合
  - 多額の医療費を支払った場合
  - 災害などで損害を受けた場合など

#### 申告書の提出・納税の期限

▽令和4年分の所得税・復興特別所得税の確定申告書

2月16日(木)～3月15日(水)  
※還付申告は、2月15日(水)以前でも提出できます。

##### ▽令和4年分の贈与税の申告書

2月1日(水)～3月15日(水)  
▽令和4年分の個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書 1月4日(水)～3月31日(金)

##### 自宅でe-Tax 申告は確定申告書作成コーナーから



「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- ① 税務署へ書類の持参が不要
- ② 印刷・郵送代が不要
- ③ 添付書類が不要(一部の書類は除きます)
- ④ 24時間いつでも利用可能(確定申告期間のみ)
- ⑤ 還付申告の場合は3週間程度で還付(書面提出は1か月半程度掛かります)



##### 青梅税務署での所得税等の申告書作成 会場開設期間

▽日時 2月1日(水)～3月15日(水) (土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後4時)  
※2月19日と2月26日の日曜日は、立川税務署で、相談・受付を行います。

▽場所 青梅税務署  
※この期間は、青梅税務署の駐

車場は使用できません(身体障がい者用車両などを除く)。JR青梅線河辺駅北口の「イオンスタイル河辺」の駐車場が、公共交通機関をご利用ください。

▽入場整理券が必要です 申告書作成会場での相談は、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁公式アカウントを「友だち追加」し、事前発行を申込みできます。  
※入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。



#### 申告書の郵送などの受付

3月15日(水)(消印有効)までに確定申告書と必要書類を同封し、郵送か信書便で提出できます。  
▽郵送先 青梅税務署(〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4)  
※收受日付印のある控えが必要なのは、記入した申告書の控えと返信用封筒(宛名を明記し、切手貼付)を同封してください。

#### 「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受けるには、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書などの提出は不要ですが、税務署から提示・提出を求められる場合があります)。5年間の保管が必要です。医療保険者から交付を受けた

医療費通知を添付した場合、「医療費控除の明細書」の記入を省略することができません。この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。  
※医療費通知に、自己負担額が記載されていない場合など、確定申告に使用できないことがありますので、詳しくは健康保険組合等に確認してください。

#### マイナンバー(個人番号)の記載も必要です



所得税、復興特別税などの申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。  
※「マイナンバーカード」に関することや、その他、社会保障・番号制度に関することは、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。☎0120・95・0178(無料)

#### 確定申告書様式AとBが統合されます

令和4年分の確定申告から従来の確定申告書AとBの区別が無くなり、新しい様式に一本化されますので注意してください。

#### にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

税理士資格の無い者が税務相

談、税務書類の作成、税務代理をする場合は、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。  
税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

#### 青梅税務署主催 税理士による無料申告相談(事前申込み制)



- 所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書について東京税理士会(青梅支部)の税理士、青梅税務署職員と作成・相談しながら提出できます(土地、建物、株式などの譲渡所得の相談を除きます)。
- ▽期日・場所
- 2月1日(水)～3日(金): あきる野ルピア3階ルピアホール
  - 2月7日(火)・8日(水): 五日市出張所2階会議室
- ▽持ち物 申告書の作成に必要な書類、前年の確定申告書の控え、マイナンバーカード等本人確認書類
- ▽申込み方法 オンラインか電話で申し込んでください。
- ▽申込み・問合せ 専用ダイヤル ☎03・6634・5310

オンライン事前申込みサイト



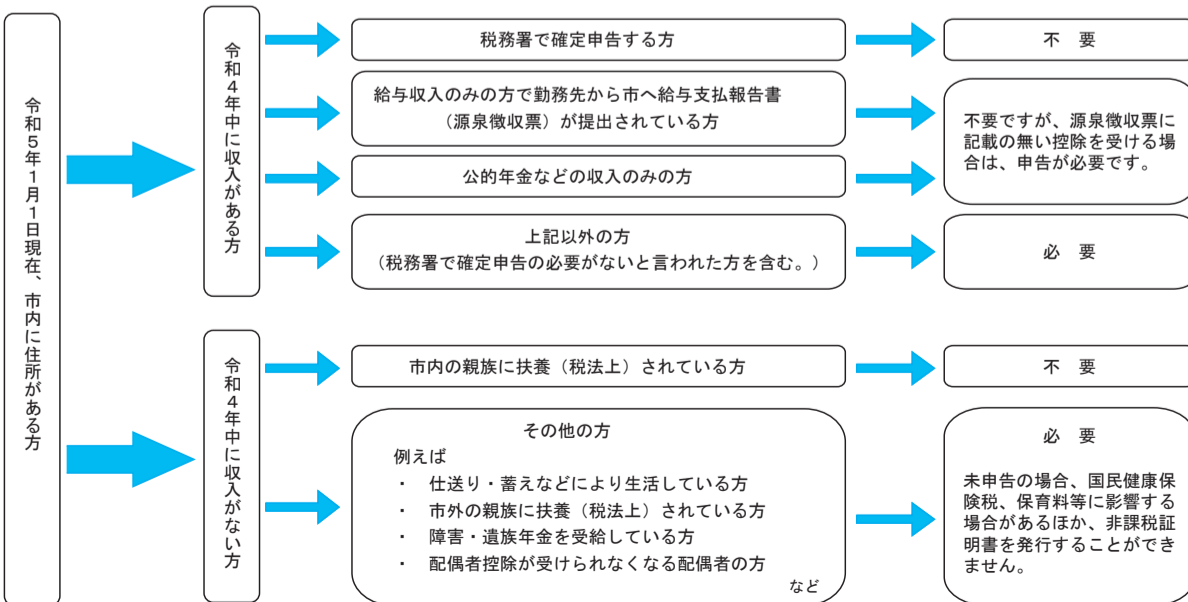
### 市が実施する申告・相談受付

市でも、市(都)民税の申告受付とともに、簡易な所得税等の確定申告書作成支援と申告を受け付けます。  
公的年金等が400万円以下の方(その他の所得が20万円以下に限る)

原則、申告は不要となります

が、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料、生命保険料、医療費等の控除、扶養親族の追加など)がある方は、市・都民税の申告により、所得税の還付が発生する場合は、確定申告が必要となります。

#### 市(都)民税の申告が必要な方



5面へ続く